

回 答 書

受付番号	回収年月日	回収場所	担当主管課
第 17 号	平成 25 年 7 月 12 日	伊予市役所	市民福祉部市民生活課
題 目 (テーマ) : ごみの収集出来ない理由の明確化について			
提 案 内 容 (要 旨)			
<p>「このごみは収集できません」のシールを貼られるのは市民にとって恥ずかしいことです。理由のところに第三者から見て、なぜ収集できないか、ほとんどマークされていません。私自身も経験があるため、市役所の窓口で質問に行き、依頼をしましたが改善されていません。正しく出したくても理由が不明なので、今後の出し方に生かされません。現在のシールにも 5 項目理由が印刷されているので、マークしてください。親切心があるのなら、その理由の後に「粗大ごみ」等の表示をするよう収集業者の指導もお願いします。そうしないと市民も学習できません。また、放置されたゴミとなり市が汚くなる原因になります。</p>			
回 答 内 容			
<p>市民の皆さんが日常生活において毎日排出されるごみについては、排出抑制や資源化をはじめ分別収集による再資源化の促進にご協力いただいておりますことに御礼を申し上げます。</p> <p>ご意見を頂きました違反ごみシールにつきましては、ごみステーションに排出されたごみの内、違反ごみに対して貼付されるものです。</p> <p>その際にはチェック等を記入するよう、受託業者へ依頼しておりますが、それができていないということでございますので、受託業者への指導を徹底します。</p> <p>具体的には、ごみ収集の受託業者で直接収集に携わる担当者に、再度正しい分別についての研修を実施します。現在の違反ごみシールの使用が終わりましたら、可燃・不燃・再資源別の違反内容が一目で分かり、かつ何ごみとして出せば正しいのかを記した「分別違反シール」に改正し、皆さんがより理解できるよう工夫をすることとしております。</p> <p>更に、「家庭ごみの正しい分け方と出し方」に「分別違反シールを貼られたら」といった項目を設け、分かり易い説明文を掲載するなど、市民の皆さんに理解が得られる内容に工夫してまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。</p> <p>これからもお気づきの点などございましたら、お気軽に市民生活課までご連絡下さい。</p>			